

問題 16 譲渡担保に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

- 1 譲渡担保権者が弁済期後に、目的不動産を第三者に譲渡した場合、第三者が背信的悪意者である場合には、譲渡担保を設定した債務者は、債務を弁済すれば、目的不動産を受け戻すことができる。
- 2 対抗要件を備えた集合動産譲渡担保権の設定者が、その目的とされた動産につき通常の営業の範囲を超える売却処分をし、その動産を占有改定の方法により買主に引き渡した場合、買主はその動産の所有権を取得することができる。
- 3 譲渡担保の目的物については、譲渡性のある財産であれば、その性質は問わないため、構成部分変動する集合動産は、その種類、所在場所、量的範囲等により目的物の範囲が特定される場合には譲渡担保の目的物となるが、将来の債権は譲渡担保の目的物とはならない。
- 4 譲渡担保権者は、債務者の履行遅滞により目的物の処分権を取得するため、債務者は、債権者が担保権の実行を完了する前であっても、履行遅滞後に残債務を弁済して目的物を受け戻すことはできなくなる。
- 5 譲渡担保権が実行された場合において、譲渡担保の目的物の価額から被担保債権額を差し引き、なお残額があるときは、譲渡担保権者は当該残額について清算する義務を有し、清算金の支払いと目的物の引渡しは、特段の事情のある場合を除き、同時履行の関係に立つ。

問題 17 根抵当権に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 元本の確定前においては、根抵当権者は、根抵当権設定者の承諾を得なくても、その根抵当権を譲渡することができる。
- 2 根抵当権の担保すべき元本については、その確定すべき期日を定め又は変更することができるが、右期日は、これを定め又は変更した日から3年以内でなければならない。
- 3 元本の確定前においては、根抵当権の担保すべき債権の範囲の変更をすることができるが、右変更をするには、後順位の抵当権者その他の第三者の承諾を得ることを要しない。
- 4 根抵当権の極度額の変更は、利害関係を有する者の承諾を得なくてもすることができる。
- 5 元本の確定前に根抵当権者から債権を取得した者は、その債権について根抵当権を行使することができる。